

第一編 健康保險法(1)

○健康保險法

(大一一・四・二二)

改正

- 大一一法三四、昭四法二〇、昭九法一三、昭一四法七四、昭一六法三五、法五九、昭一七法三八、昭一九法二一、昭二二法四五、法三〇〇、昭二三法一二六、法一二七、法二八二、昭三四法三七、昭二五法四七、法七九、法一一四、法二九六、昭二六法七八、昭二八法一一六、法二〇六、法二〇七、法二二二、法二四五、昭二九法一一五、昭三〇法三九、法一一二、法一一六、昭三一法一四八、昭三二法四二、昭三三法一〇六、法一一八、法一四九、法一九三、昭三四法一四八、昭三六法一三五、法一三六、法二二七、昭三七法六七、法一一三、法一四〇、法一五二、法一六一、昭三八法六二、昭三九法一五二、昭四一法六三、昭四二法三三、昭四四法六九、昭四五法一三、法一一一、昭四八法六九、法七六、法八五、法八九、昭五一法六二、昭五二法八九、昭五五法一〇八、昭五七法八〇、昭五八法八一、昭五九法七七、昭六〇法三四、法四五、昭六一法一〇六、平三法八九、平四法七七、平五法八九、平六法五六、平七法五四。

法八七・法一〇七、平八法八二、平九法四八、法九二・法九四、法一〇五・法一二四、平一〇法一〇九、平一一法八七、法一六〇、平一二法一一一、法一四〇、法一四一、平一三法一〇一、法一四三、法一五三、平一四法一〇二、法一〇三、平一六法七六、法一〇四、法一六〇、平一七法五〇、法七一、法七七、平一八法二三(一部未施行)、法八四、平一九法二三、法三〇(未施行)

〔編注〕平一八法八三、平一九法三〇の改正規定の未施行分については、一四六〇ノ四九頁に新旧対照表で登載してありますのでご参照下さい。

○健康保險法施行令

(大一一・五・六・三〇)

改正

- 昭二勅三〇、勅二二〇、昭四勅一四三、勅二五〇、昭九勅四〇〇、昭一三勅二〇、昭一五勅三七三、昭一六勅七一五、勅九〇六、昭一七勅三五、勅二九一、勅七六一、勅八二六、昭一九勅三六四、昭二〇勅二七五、勅四一六、勅七一、昭二一勅一三七、勅一八五、昭二二勅九〇、政三二九、昭二三政三七五、昭二八政二三八、昭二三政八六、昭三七政二六五、政三九一、昭四一政一七八、昭四七政二二、昭四八政二八八、昭五二政二〇一、昭五六政一四、昭五七政三三二、昭五八政六、昭五九政二六八、昭六

○健康保險法施行規則

(大一一・七・一)

改正

- 昭二内令四〇、昭三内令一一、昭四内令一八、内令二九、昭九内令三九、昭一〇内令二九、昭一一厚令三〇、昭一五厚令一九、昭一六厚令三三、昭一七厚令五、厚令一〇、厚令五〇、厚令五九、昭一九厚令一、厚令一八、昭二〇厚令二四、厚令四八、昭二一厚令一五、昭二二厚令一九、厚令二六、厚令四一、昭二三厚令三二、昭二四厚令二〇、昭二五厚令一一、厚令一七、厚令三九、昭二六厚令二、厚令一四、昭二八厚令五七、昭二九厚令三六、昭三〇厚令一三、厚令二

○政二八、昭六一政一三五、平元政一六一、平三政一四八、平四政七八、政八〇、政二〇〇、平五政一四三、平六政二八二、政三八九、平七政二六、平八政一四八、平九政二五六、政二六七、平一〇政二四八、平一一政二六二、政三九三、平一二政三〇九、政五〇八、平一四政四三三、政三八二、政三三三、政三四八、平一五四政四六一、平一六政三一一、政三三七、政三九九、平一八政一一一、政一三四、政二四一、政二八六、政三二一、政三九〇、平一九政三九(未施行につき、該当条文末尾に改正文を登載)

五、昭三一厚令二・厚令二六、昭三二厚令九・厚令二九、昭三三厚令一六・厚令三〇、昭三五厚令一三、昭三六厚令三二・厚令四八、昭三七厚令三〇・厚令三五・厚令四六・厚令四七・厚令五三、昭三八厚令一六、昭四〇厚令三〇、昭四一厚令三七、昭四二厚令三一、昭四四厚令二三、昭四五厚令一三、昭四七厚令一、昭四八厚令三九・厚令五五、昭四九厚令三一・厚令四一、昭五〇厚令六、昭五一厚令二五・厚令三六、昭五二厚令四九、昭五三厚令七一、昭五四厚令四三、昭五六厚令三・厚令六三、昭五八厚令五、昭五九厚令四九、昭六〇厚令四・厚令六・厚令三五、昭六一厚令二・厚令二一・厚令六二、昭六二厚令三九、昭六三厚令七・厚令二二、平元厚令六・厚令一〇、平二厚令四・厚令一五・厚令三三、平四厚令二・厚令六・厚令二一・厚令二七・厚令三九、平六厚令六・厚令二七・厚令五一・厚令五六・厚令七七、平七厚令一七・厚令一九・厚令三八・厚令五五、平八厚令四・厚令三五・厚令五八・厚令六〇、平九厚令五・厚令六一、平一〇厚令一〇・厚令二四・厚令三二・厚令七一・厚令七八・厚令九九、平一一厚令九一、平一二厚令四七・厚令五二・厚令八〇・厚令一二七・厚令一四四、平一三厚令四・厚令八・厚令一二・厚令八三・厚令二一〇、平一四厚令八・厚令二五・厚令二七・厚令

令三二・厚令六五・厚令一一七、平一五厚令一五・厚令七二・厚令一三五・厚令一六五、平一六厚令一五五・厚令一三二、平一七厚令二五・厚令二七、平一八厚令八・厚令二八・厚令二九・厚令三二・厚令四六・厚令七二・厚令八一・厚令一一二・厚令一二三・厚令一五七・厚令一六九、平一九厚令一六・厚令二六・厚令三三・厚令七〇

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行い、もつて国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(平一四法一〇二・全改)

(参照) 「保険給付」法五三、五六、六

三、一二七 給付の制限 法一一六

一、一二二

通知

●業務上外の認定に関する連絡調整について

(昭三〇・六・九基発三五九)

労働者又は被保険者の疾病その他の事故に対する業務上外の認定については、慎重に措置されているものと思料するが、最近労働者災害補償保険法による災害補償も、亦健康保険法、日雇労働者健康保険法又は厚生年金保険法による給付も受けられず、労働者又は被保険者に多大の不安と困惑を与えている事例があるので、第一線機関相互間において更に連絡を密にすると共に、それぞれの審査官において請求人の申し立てと異なる決定を行なう場合は、他方の機関の審査官又は第一線機関に通報して意見の調整をはかり、かかる事のないよう取り計らわれたい。

なお、意見の調整が困難なものについては、主管省に経伺の上処理することとされた。

●じん肺に対する労働基準法及び健康保険法又は日雇労働者健康保険法の適用について

(昭五三・五・二三基発二九〇・保発四四・庁保発一八)

じん肺に対する労働基準法及び健康保険法又は日雇労働者健康保険法の適用については、昭

和三七一年一月十五日付基発第一〇八三号をもって労働者労働基準局長、厚生省保険局長及び社会保険庁医療保険部長の共同通達をしたところであるが、じん肺法の改正（本年三月三十一日施行）により、今般これが取扱いを下記のとおり改めたので了知されたい。

記

1 じん肺の症状がじん肺法第四条第二項に掲げるじん肺管理区分（以下「じん肺管理区分」という。）の管理四に該当すると認められるもの及びじん肺管理区分の管理二、管理三又は管理四と決定された者に係るじん肺と合併したじん肺法施行規則第一条各号に掲げる疾病（以下「合併症」という。）と認められるものについては、業務上の疾病として労働基準法による災害補償の対象とすること。

2 上記1以外のもので療養又は休業を必要とする場合においては、業務上の疾病による療養又は休業として取扱うことなく、健康保険法又は日雇労働者健康保険法による保険給付の対象とすること。

3 医師によりじん肺にかかっていると診断され療養を開始した後、じん肺管理区分の管理四又は合併症に該当すると認められた場合は、じん肺管理区分の管理四又は合併症と認められた日（当該管理区分決定の根拠となっ

たじん肺健診を受けた日又は合併症の症状確認の日）の前日までに行つた療養又は休業に對しては健康保険法又は日雇労働者健康保険法による保険給付を行い、当該日以降の療養又は休業に對しては労働基準法による災害補償を行うこと。

●法人の代表者等に対する健康保険の適用について

（平一五・七・一保発〇七〇一〇〇二）
改正 平一六・三・三〇保発〇三三〇〇〇

三

健康保険法（大正一一年法律第七〇号。以下「法」という。）は、業務外の事由による疾病等に関して保険給付を行うこととされているため、業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病は、健康保険の給付対象とならない。

一方、法人の代表者又は業務執行者（以下「代表者等」という。）は、原則として労働基準法（昭和二年法律第四九号）上の労働者に該当しないため、労働者災害補償保険法（昭和二年法律第五〇号）に基づく保険給付も行われない。しかしながら、極めて小規模な事業所の法人の代表者等については、その事業の実態等を踏まえ、当面の措置として、下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施に当たり遺憾のないよう取り扱われたい。

記

1 健康保険の給付対象とする代表者等について
被保険者が五人未満である適用事業所に所属する法人の代表者等であつて、一般の従業員と著しく異ならないような業務に従事している者については、その者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関しても、健康保険による保険給付の対象とする。

2 労災保険との関係について
法人の代表者等のうち、労働者災害補償保険法の特別加入をしている者及び労働基準法上の労働者の地位を併せ保有すると認められる者であつて、これによりその者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に關し労災保険による保険給付が行われてしかなるべき者に対しては給付を行わないこと。
このため、労働者災害補償保険法の特別加入をしている者及び法人の登記簿に代表者である旨の記載がない者の業務に起因して生じた傷病に關しては、労災保険による保険給付の請求をするよう指導すること。

3 傷病手当金について
業務遂行上の過程において業務に起因して生じた傷病については、小規模な法人の代表者等は、一般的には事業経営につき責任を負

い、自らの報酬を決定すべき立場にあり、業務上の傷病について報酬の減額等を受けるべき立場にない。

こうしたことも踏まえ、法第一〇八条第一項の趣旨にかんがみ、法人の代表者等が、業務遂行上の過程において業務に起因して生じた傷病については、傷病手当金を支給しないこと。

4 適用について

本通知は、本日以降に発生した傷病について適用すること。

実例

●健康保険法に於ける業務上外区別の認定に関する件

(昭二三・一一・五保文発七二四)

問 本年一月二日管内各浜村農業会職員が宿直勤務のため二階建事務所階下八畳宿直室に就寝中、午後一時頃重量約一〇〇貫の屋上積雪が宿直室上部の屋根を破って落下せるため下敷となつて全治約二月半の全身挫傷を受けこれが、療養に要したる労務不能期間（一月二日より四月一四日まで）に対する傷病手当金を請求したものであります。これは、業務上の事由に因る傷病として取り扱うべきか。

答 御来示の事故発生について、該事務所の堅

牢性の程度及び地方所在地の他の建物等事故発生の有無が不明であつて認定困難と認められるが、積雪という自然現象に因る事故と雖も、該事務所が修理懈怠その他の理由に因り、同地方における他の建物に比して設備不完全と認められる限度においては、業務上の事故と認められるから了知されたい。

追つて、本件に関する事実の認定については、所在労働基準監督署と御連絡の上処置されたい。

(基本的理念)

第二条 健康保険制度については、これが医療保険制度の基本をなすものであることにかんがみ、高齢化の進展、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化等に対応し、その他の医療保険制度及び老人保健制度並びにこれらに密接に関連する制度と併せてその在り方に関して常に検討が加えられ、その結果に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上を総合的に図りつつ、実施されなければならない。

(平一四法二〇二・全改)

通則

●健康保険法等の一部を改正する法律等の施行について

(平一八・九・六保発〇九〇六〇〇二・庁保(発四四) 標正)

第一 改正の趣旨

急速な高齢化等による医療費の増大等により、医療保険財政が厳しい状況にある中で、今後とも国民が安心して良質な医療を受けられるようにするためには、医療保険制度を将来にわたり持続可能で安定的なものとしていくことが必要である。

今回の改正は、こうした基本的な考え方に立って、各制度・世代を通じた給付と負担の見直し、後期高齢者への施策の重点化、急速に増大する老人医療費の伸びの適正化、国民健康保険の財政基盤の強化等の所要の措置を講ずるものである。

●平成一八年度健康保険被保険者実態調査について

(平一八・九・八保発〇九〇八〇〇八)

健康保険制度の健全なる運営を図るための基礎資料を得ることを目的として、別紙「平成一

八年度健康保険被保険者実態調査要綱」により標記の調査を実施するので、格段の御協力をお願いする。

平成一八年度健康保険被保険者実態調査要綱

1 調査の目的

この調査は、健康保険の被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況等を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査対象は、平成一八一年一〇月一日現在の政府管掌健康保険及び組合管掌健康保険の被保険者(健康保険法第三条第二項の規定による被保険者を除く。以下、「被保険者」という。)並びに、政府管掌健康保険にあっては平成一七一年一〇月から平成一八一年九月までの間に処理した被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届により異動した者(以下、「異動した者」という。)とし、組合管掌健康保険にあっては、平成一八一年一〇月中に異動した者とする(ただし、任意継続の加入者を除く)。

(2) 調査客体は、政府管掌健康保険にあっては被保険者及び異動した者とも一〇分の一、組合管掌健康保険にあっては健康保険

組合(支部を有する健康保険組合にあっては支部)ごとの被保険者について五〇〇分の一、異動した者については五〇分の一で系統抽出した者とする。

3 調査の事項及び調査票

調査の事項は、「平成一八年度健康保険被保険者実態調査調査票」(別添。以下、「調査票」という。)に掲げる事項とする。

4 調査の方法

(1) 政府管掌健康保険に関しては、社会保険庁において業務センターのデータベースから抽出を行う。組合管掌健康保険に関しては、健康保険組合で調査票の記入を行う。

(2) 地方厚生(支)局は、管下の健康保険組合に対し調査が円滑に実施されるよう指導する。

5 調査の集計及び解析

調査の集計及び解析は、厚生労働省保険局調査課で行う。

健康保険 被保険者資格取得届
厚生年金保険

届書コード 知通区分
2010

①健康保険被保険者の記号 ②事業所番号

③※ 健康保険 被保険者 届の番号	④ 被保険者の氏名	⑤ 生年月日	⑥ 性別	⑦ 取分 区分	⑧ 基礎年金番号	⑨※ 作成 年月日	⑩※ 資格取得 年月日	⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
----------------------------	--------------	-----------	---------	---------------	-------------	-----------------	-------------------	--	--

②人の別は裏面に記入し、また「ら」と読んでも可。
③※明細は記入しないでも可。

① 健康保険 被保険者 届の番号	② 事業所番号	③ 被保険者の氏名	④ 生年月日	⑤ 性別	⑥ 取分 区分	⑦ 基礎年金番号	⑧ 作成 年月日	⑨ 資格取得 年月日	⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
① 健康保険 被保険者 届の番号	② 事業所番号	③ 被保険者の氏名	④ 生年月日	⑤ 性別	⑥ 取分 区分	⑦ 基礎年金番号	⑧ 作成 年月日	⑨ 資格取得 年月日	⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
① 健康保険 被保険者 届の番号	② 事業所番号	③ 被保険者の氏名	④ 生年月日	⑤ 性別	⑥ 取分 区分	⑦ 基礎年金番号	⑧ 作成 年月日	⑨ 資格取得 年月日	⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

事業所所在地 〒 _____
事業所名称 _____
事業主氏名 _____
電 話 _____ (局) 番 _____

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 提出
社会保険労務士の提出代行者印 _____ (印)

説 明〔被保険者資格取得届〕

＜届出を要する場合＞

事業主は、次のいずれかに該当した場合（船員は除きます。）、5日以内に提出を要します。

- (1) 法に定められた事業所および国または法人の事務所が強制適用となったときまたは任意加入するとき。
- (2) 任意包括被保険者の認可を受けて被保険者となったとき。
- (3) 上記(1)、(2)の各事業所で雇入れをしたとき。
- (4) 適用事業所に転勤者があったとき。

＜記載上の注意事項＞

70歳以上であることにより健康保険の被保険者の資格のみを取得する者の届出については、届書名の「健康保険」の文字を○印で囲み、70歳未満の者の届書とは別に作成し、提出します。

- (1) ①欄は、政府管掌健康保険に加入している事業所は、「健康保険被保険者証の記号」を記入してください。

また、健康保険組合に加入している事業所は、「厚生年金保険事業所整理記号」（例、港年「KAC」）を記入してください。

- (2) ②欄は、納入告知書に記載されている事業所番号を記入してください。
- (3) ③欄は、被保険者別に追番号を記入してください。
- (4) ④欄は、戸籍上の氏名を「かい書」で記入し、フリガナ欄は、カタカナで正確に記入してください。
- (5) ⑤欄の明1・大3・昭5・平7の文字は、該当する文字を○印で囲み、戸籍上の生年月日を正確に記入してください。

なお、年月日が1桁の場合は、前に0を記入してそれぞれ2桁にしてください。

- (6) ⑥欄は、被保険者が坑内員以外の男子であるときは「1」を、女子であるときは「2」を、坑内員であるときは「3」を○印で囲んでください。ただし、厚生年金基金の加入員であって、坑内員以外の男子であるときは「5」を、女子であるときは「6」を、坑内員であるときは「7」を○印で囲んでください。
- (7) ⑦欄は、初めて厚生年金保険の被保険者となったときは「1」を、以前に厚生年金保険の被保険者であった方が、再び厚生年金保険の被保険者となったときは「2」を○印で囲んでください。ただし、70歳以上の方の健康保険のみの資格取得であるときは「70歳以上」を○で囲んでください。この場合は「1」または「2」の○印の表示は行わず、⑧欄は斜線で抹消してください。

なお、共済組合から公庫等へ出向した職員であるときは「3」を、船員年金任意継続被保険者であるときは「4」を○印で囲み、「1」、「2」および「70歳以上」の○印の表示は行わず、⑧欄は斜線で抹消してください。

- (8) ⑧欄は、年金手帳（基礎年金番号通知書を含む）の基礎年金番号を記入してください。

なお、基礎年金番号の通知を受けていないときは、その方が所有している年金手帳の記号番号を「備考」欄に記入してください。

また、基礎年金番号および年金手帳の記号番号が分からないときは、最後に加入していた年金制度名、資格喪失年月日および厚生年金保険の場合は事業所名を「備考」欄に記入してください。

- (9) ⑪欄は、都道府県名から「かい書」で記入し、フリガナ欄は、カタカナで正確に記入してください。
- (10) ⑮欄は、雇用契約の年月日に関わらず、実際に使用し始めた年月日を記入してください。

なお、年月日が1桁の場合は、前に0を記入してそれぞれ2桁にしてください。

- (11) ①欄は、報酬のうち、臨時に受けるものおよび年3回以下の回数で支払われる賞与以外のもので、通貨で支払われる賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるすべてのものについて、健康保険法第42条第1項各号または厚生年金保険法第22条第1項各号の規定によって算定した額を記入してください。

②欄は、報酬のうち、食事、被服など通貨以外のもので支払われるものについて、健康保険法第46条第1項もしくは第2項または厚生年金保険法第25条の規定により、地方社会保険事務局長などの定めた価額によって算定した額を記入してください。

③欄は、①欄と②欄の合計額を記入してください。

- (12) ⑯欄の「健」欄は、③欄の額を健康保険法第40条に掲げられている「標準報酬区分表」にあてはめて得られた標準報酬月額を記入し、「年」欄は、③欄の額を厚生年金保険法第20条に掲げられている「標準報酬区分表」にあてはめて得られた標準報酬月額を記入してください。

なお、標準報酬月額が3桁に満たないものについては前に0を記入し、3桁にしてください。

- (13) ④欄は、資格取得届に被扶養者（異動）届を添付している方については「有」を、添付していない方については「無」を○印で囲んでください。
- (14) 「備考」欄には、つぎの事項について記入してください。
- (a) 健康保険法第118条第1項各号のいずれかに該当する方については、その旨を記入してください。
- (b) 前に厚生年金保険の被保険者であった方で、最後に被保険者の資格を喪失したのちに氏名を変更した方については、変更前の氏名を記入してください。
- (c) 資格取得時まで引き続いて厚生年金保険の第四種被保険者であった方については、その旨および管轄社会保険事務所名（社会保険事務局事務所名）を記入してください。
- (15) ※印の欄は記入しないでください。
- (16) 事業主の押印については、署名（自筆）の場合は必要ありません。

＜添付書類＞

- (1) 基礎年金番号の記入がある方については、その方が所持している、基礎年金番号の記入のある「年金手帳」（基礎年金番号通知書を含む）または基礎年金番号の記入のある「年金証書」

「備考」欄に年金手帳の記号番号の記入がある方については、その方が所持している「年金手帳」

(2) 被扶養者がある方については、「健康保険被扶養者（異動）届」

<提出先・通数>

社会保険事務所または健康保険組合 正副2通

<様式の根拠>

則様式第3号 厚保則様式第7号

<その他参考事項>

- (1) 船員に関する厚生年金保険の被保険者資格取得届は、船員保険の被保険者資格取得届に併記して行いますので、この届書は必要ありません。
- (2) 平成14年6月から健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届の届書については、磁気媒体（FD、MO）による届出が届出方法の選択肢として追加されました。提出する磁気媒体には、事業所名称、事業所整理記号（「納入告知書 納付書・領収証書」に記載されている記号）等を記載したラベルを貼り付ける必要があります。電子申請による届出も可能です。

<参照条文>

法35条、則24条、厚保27条、厚保則15条